

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費(Ⅰ)の算定状況について公表します

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

病名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	件数	4	0	0	0	1	2	0	1	1	0	1	1	11
	日数	20	0	0	0	7	9	0	7	1	0	5	7	56
尿路感染症	件数	3	1	3	2	2	1	4	3	4	5	9	8	45
	日数	21	5	20	10	10	7	26	21	23	33	45	48	269
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	件数	0	0	1	1	2	0	1	2	2	0	1	1	11
	日数	0	0	7	7	10	0	7	12	13	0	7	5	68
心不全増悪	件数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	日数	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7
合計	件数	7	1	4	3	5	4	5	6	7	5	11	10	68
	日数	41	5	27	17	27	23	33	40	37	33	57	60	400

算定条件

1.対象となる入所者の状態は次の通りです。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ・蜂窩織炎

2.上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。

3.診断名、診断を行なった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

4.請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。

5.算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴、内服、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行なっています。
尿 路 感 染 症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴、内服、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行なっています。
帯状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射、軟膏塗布など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
蜂窩織炎	抗菌薬の点滴注射、抗菌薬の内服療法など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。